これからは手放せない！

マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り！「**本人確認書類**」として使えるよ！

＜おもて面＞

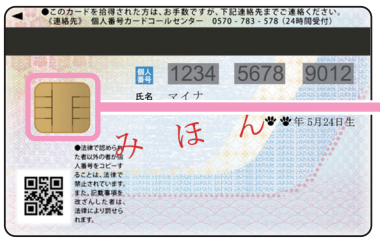

＜うら面＞

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「**電子証明書**」が入っているよ！

申請はお早めに！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に！マイナンバーカード！

本人確認書類になる！

ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える！

各種証明書をコンビニで取得できる！

全国のコンビニで、住民票の写しや課税証明書などが取得できる！

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日 6:30～23:00 までとなります。

上限5,000円分のマイナポイントがもらえる！

2020年9月から実施中！

キャッシュレス決済で使えるポイント付与！

詳しくはこちら▼

健康保険証として使える！

2021年3月(予定)からスタート！

ピッとかざすだけでOK！

詳しくはこちら▼

スマホ・パソコンでラクラク！

・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続ができる。
・健診結果や医療費が確認できる(予定)。

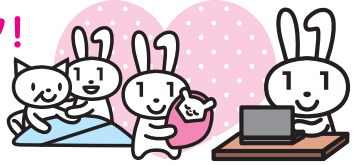

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル　マ イ ナ ン バ ー

0120-95-0178

平日　9時30分～20時00分
土日祝　9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のＩＰ電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English,Chinese,Korean,Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について Inquiries about My Number System	マイナンバーカード等 Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら

https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

内閣府　総務省　厚生労働省

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載 ＋ **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

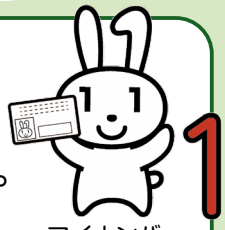

マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

本人確認書類（番号確認書類＋身元確認書類）

○ マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が１枚でできます。

○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類		身元確認書類
●通知カード※1 ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。） などのうちいずれか１つ※2	＋	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート などのうちいずれか１つ

※１　「通知カード」は令和２年５月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※２　平成30年１月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和３年３月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』を活用して、自宅などから申告ができます。
（裏面参照）

○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的身分証明書として使用できます。

○ マイナポイントがもらえる（令和２年９月～令和３年３月）

選択したキャッシュレス決済サービスで２万円のチャージまたは買い物をすると上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

スマホによる申請はこちらから！

マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～

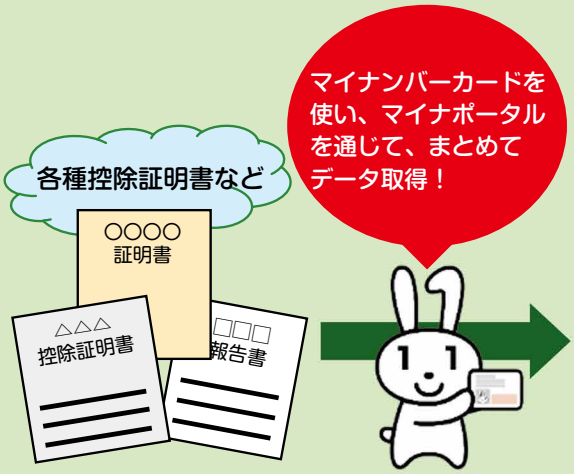

※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！

年末調整（令和２年10月からスタート）

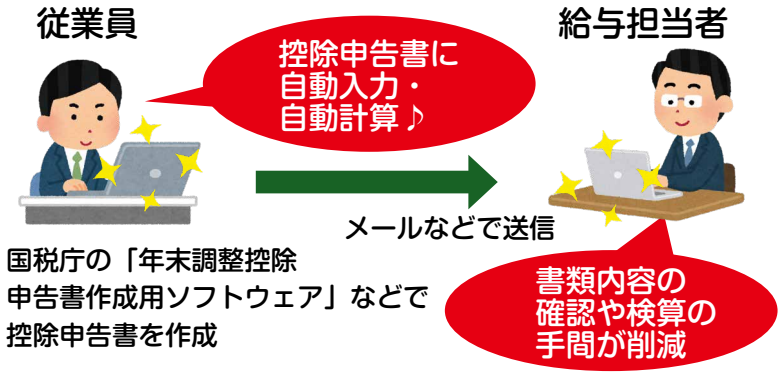

確定申告（令和３年１月からスタート）

～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

1. マイナンバーカードを取得
2. マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
3. 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！